

實日本修身書卷四
尋常小學生用

教 第一九號
明治二十九年
一月十四日買入
北河内小學校

檢定合格本

K120,1
55
4

明治廿九年八月十日
文部省檢定濟

三宅米吉校閱
中根淑
渡邊政吉編纂

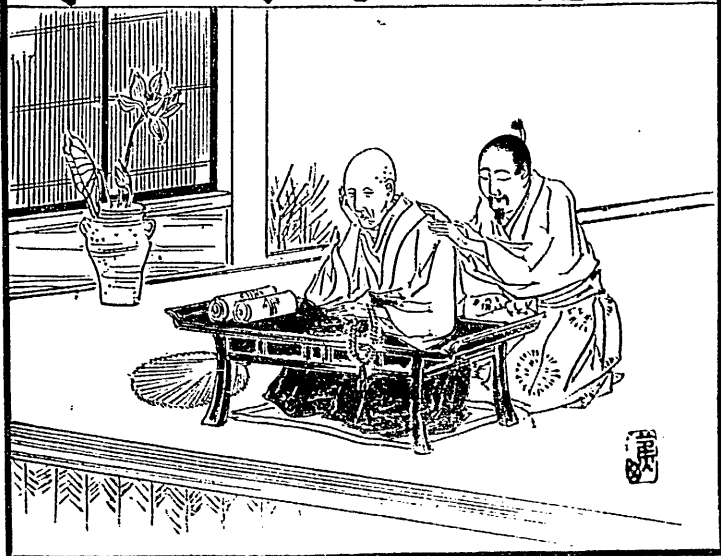
實驗
日本修身書卷四
尋常小學
生徒用

東京 金港堂書籍會社



第一課 孝行

人の行ひは、善きも悪
しきも、さまたまあれ
ども、善は、孝行に過ぎ
たるはなく、悪は不孝
より重きはなし。
されば人の行ひは、孝



より大いなるはなしとて、むかひも今も、孝
行の人をめで、不孝の人をせめざるはなし。
藤原良繩は、孝行の心深き人なり。父の
つとめさきはて、死したるをさききり時は、
悲しみて氣絶し、母の病ひにかかり、
時は、晝夜たえず介抱したり。
人の行ひは、孝より大いなるはなし。

八の第廿課 孝行の六つは、

仁徳天皇は、應神天皇第四の御子にして
天性至孝にましましたり。其の皇子はてれは
くまゝにござり。父帝年老いて、末の御子
稚郎子ワカシロコを愛したまへり。或る日皇子と其
の御兄ミケとを召して、「汝等子を愛すや。又
幼きと年長けたるとは、いづれを愛する

や」と問ひたまへば、皇子は、早くも父帝の
御位を弟に譲らんの御心あるをさとり、
幼きを愛す」と答へたまへば、父帝大いに悦び
汝が言能く朕が心に合へり」と宣ひて、遂に
稚郎子を立てて皇太子と爲したまへり。
孝子の老を養ふや、其の心を樂しま
しめ、其の志にたがはず。

第三課 友悌



作兵衛といへる人は、兄より少いの家産を受け、別に家をかまへて、弟と共同く住みけるが、兄の家たどるへて、田畑をうりつくさ

んとするを見て、懇こころこにいさめ、我が家にうつりすまはせて、三人共に農業をつとめ、其の取り高を三つに分ち、睦なごみくくくたりとす。

兄は、何事も弟に先ちて、弟をいさまはし、弟をば憐あはれみいたはり、弟は、何事も兄のつぎに立ち、兄に従したがひてうむくことなく、兄をあがめうやまひ、大切にすべし。

第四課 兄弟

兄弟の親しみを全くせんには、兄は弟を憐みいたはり、弟は、兄をあがめろやまひて、小利を争ふことなきには―かず。

本多忠勝^{ホンダチカツ}病みて死せんとする時、黄金一萬兩を、次男忠朝^{タカトモ}に分つべきことを遺言^{ユキゴン}せり。忠勝死したる後、長男忠政^{タカマサ}之をききて、「父の遺^{ユク}―たまへるものは、皆我が物なり」とて、金を渡さざり―に、忠朝少―も争ひうらみず、「兄上は、家來も多ければ、其の金を納めおきて、扶助^{フジヨ}の料にあてらるべし、我は、家來も少ければ、金の入用なし」といいたり、忠政之を聞きて、深くはぢいり、―いて金を渡―ければ、いなむに言葉なく、「さらば入用の時まで、あづけたきたし」とて、生涯^{シヤウカイ}受け取らざり―とぞ。

は、皆我が物なり」とて、金を渡さざり―に、忠朝少―も争ひうらみず、「兄上は、家來も多ければ、其の金を納めおきて、扶助^{フジヨ}の料にあてらるべし、我は、家來も少ければ、金の入用なし」といいたり、忠政之を聞きて、深くはぢいり、―いて金を渡―ければ、いなむに言葉なく、「さらば入用の時まで、あづけたきたし」とて、生涯^{シヤウカイ}受け取らざり―とぞ。

第五課 女工

徳川頼宣、那波某に向ひ
 て、女子のしつけ方を
 たづねゝに、女子には、
 學問を修め、貞信
 の道をわきまへむる
 の外に、大切の事三つ



あり第一は、自ら髪を結ふことなり、第二は、
 裁縫に熟することなり、第三は、料理の仕方
 を知ることなり」と答へたり。

凡そ女子にして、髪ゆふことを善くせず、
 衣服をたぢぬひすることを知らず、食物を
 料理することを知らざれば、不自由多く、其
 の上、無益の費は多くして、家ををさめがたし。

第六課 朋友

徳川秀忠トシタカ病ひにかかりし時、永田徳本のナカタクホンれうぢを病けしに忽ちにいほければ、褒美ハウビを與へんといふに「藥代の外はいたたかすとて、ことほりたり。なほ何なりとも、望みあらば、申したうべし」といへば「さらば我が友だちに貧しきものあり、それを以て、其の友をすもひたり」と答ふ。

秀忠これに感ずて、其の言の如くた爲すたり。友だちとつきあふには、あひたがひに信實の心をむねとりて、たのもしくまどはるべし。友だちの心得ちがひありて、わるきことあらば、意見をいひ難儀ナシギなることをばすくひたすは、何事も信實にしていつはりなく、たのもしくするを朋友の信といふなり。

第七課 朋友の誼

朋友は互に信を守りてたのめしむべし。
新井白石は、木下順庵の門人なり。順庵、白石を
加賀侯にすすめんとしけるに、同じ門人に
岡島石梁とて、加賀の國のものあり。この事を
ききて、白石に向ひ、「余は國許に老母ありて、久
く余が介へるをまそり、若し師のすすめにて

本國の君に仕へ、老母の心をなぐさむることを
得ば、此の上もなき喜びなり」といひたり。
白石其の心をあはれみ、直ちに順庵につげ、
「小子は何れの國に仕ふじも、更にはらぶとこ
ろなほ願はくは、小子をたきて、まづ石梁を
御すすめ下されたい」といひければ、順庵感
入りて、白石のいふ如くになりたり。

第八課 公明の事
事に當りてはまづ
其のよしありを明
らめ、義に基きて之
を行ふべし



昔青砥藤綱をあらふ人
北條時頼に仕へて裁判

直に
青砥藤綱訴
状をひけり

の事を伺ひし時、人の武士、時頼の領分のもの
地田を争ひて、訴へ出でたり。役人ども時頼を
たふれ、武士の方を非せりけるに、藤綱委しく
取りしらべ、正しくさばきて、武士の申し立ての
如くに爲したり。武士其の恩に報いんとて、陰に
金を其のやまへなげられければ、藤綱禮を受く
べき理なりとて、直ちにたくりかへさしめたり。

第九課 命

板倉勝重、京都にありて、所司代といふ役をつとめ、こゝろ、宅地の界をあらうひて、訴へいでたるものあり、其のもの、かねて勝重を知り、かば、瓜の初物をたくりて、裁判の事をたのみたり、勝重は、瓜を受けて、ただ「近日のうちに、土地を見分せん」とのみ答へたれば、其のもの、さては己れの申し

立ての如くなるべし」と、心の中に悦び居たり、程なく勝重見分にゆき、かかりあひのもの一同を呼びいだして、其の地界をただし、やがて瓜をたくりしものに向ひ、先日、はめづらき瓜をたくられて、かたつけなし、さて、此の地は、見分をとげたるに、隣家のもの、たさうるなければ、早早ひきわたさるべし」と、たごうかに申し、わたりたりとぞ。

第十課 博愛



世に住むこと一日な
れば一日の善人とな
るべし一日も善を行
はずして日をたくる
べからず。

トウシチ
藤七は洪水の出で一時

舟を出して人をたすけ 又用水の溝をほりて
村の益をはかりたり。

吾が家の内、又は家の外なる道に、人の往來の
障りとなるものあれば、之を除きて他所へ移し、
喉がわく人には、一杯の水を與へ、疲れたるもの
は、一椀の食を與ふる類、いささかなる事なが
ら、人の益となること極りなかるべし。

第十一課 學問

萬づの事學ばざれば、誠の志ありても、其の道を知らずして、正理を行ひ難し、殊に忠孝の二つに、志はありとも、其の道を知らざれば、忠が不忠になり、孝も不孝になる。故に殊更忠孝の道をよく學び、其の法を知りて行ふべし。

ナカエノキ中江藤樹は、十一歳の時、大學を讀みて、天子より庶人シヨに至るまで、一に皆身を修むるを以て本とす、といふに至り、深く感心して、此の書幸に今にのこれり、セイジン聖人も學びて至ることを得べきなり、といひ、がろれよりいよいよ書を讀み身を修めて、名高き人となりたり。人學ばざれば、道を知らず。

第十二課 勤勉

筑後の國の農夫某の妻に、たき女といふものあり、夫病ひたかり、家貧しくして、藥を求め、生計を立てがたかりしかば、つけぎをけ



つり、錢を取りて、其の料にあてたり。夫死すたる後は、七里の道を往きかよひて、生魚を賣り、或は朝早く起きて、山に往き、落ち葉枯れ枝を拾ひて之を賣り、老母と幼兒とを養ひ、多年の間、怠ることなく、其の業を勵みしかば、ういにゆたかに世を極むるにいたれり。かせぐにたひつくびんばふな。

第十三課 養生

寺澤廣高は、肥前の國唐津の城主なり、常に養生を心がけ、毎日午前四時に起き出でて、二時の間、職を勤め、食事前必ず馬に乗りて、馬場を駆け廻り、食事後は、武藝を學びて、身體を健に、用事なければ、午後六時にいねて、身體を休め、精神を養ひたり、されば平生は勿

論軍に臨みても、人に後れを取らざりき。廣高常にいへるやう、夜ふけまで、無用の事を語りあへば、徒らに精神をつからせ、明日の勤めをも妨ぐるものなり」とて、召し使ひの人人へも、早く暇を與へ、眠りにつかしめたりとぞ。曉には、早く起きんことを要し、夜は、熟眠せんことを要す。

第十四課 後を圖る



或る時徳川家光老僧
 の接ぎ木するをみて
 愚かなるわざとならざるや
 といふに僧みかへりて
 抑御身は何人なれば
 かかる心なき事をいふ

不^レや試に思ひみるべし今此の木を接ぎたけ
 ば後住の代に至りて何れも大木となりぬべし
 其の時に至らば林も茂り寺の景色もよくな
 りなん我はただ寺のためを思ひてこそ接ぎ
 木するなれ我が身一代のためばかりを思ふに
 あらずと答へければ家光其の心入れをほめ
 て褒美を與へたり。

第十五課 沈毅

凡る人は沈毅として心雄雄しくして、おちつきたるをよくとす。臆病にして心おちつかざれば、事をあやまりやすし。されば常常心をたけくもち、心のおちつきを工夫し、事にのぞみておどろきさわぐことなからんやうに心がくべし。

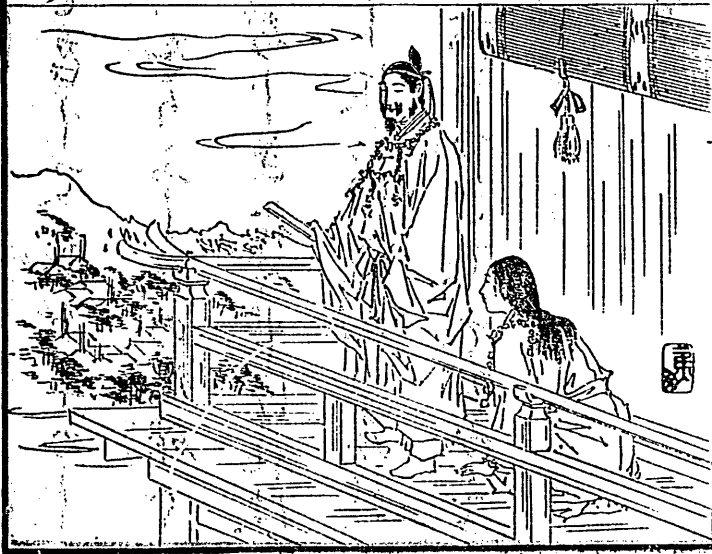
或る時池田輝政、岐阜の城を攻めおとし、其

の右筆芳賀内藏允を召して、勝ち軍のいふせをかかゝめるたり。をりふし城の焔硝ぐらに火うつりておちつきをいふ。内藏允のみは、手さへふるへもせず、おちつきて、てがみをかきおたりとす。

勇者はおちつきず。

第十六課 皇恩

世世の天皇は、いづれも
仁恵ふかぐまゝに
が殊にすぐれて、民を
愛したまひ、仁徳
天皇にありける。
天皇の御世に凶年と



ちつづき、ことあり、あるとき天皇、民のか
まごより立ちのぼる烟りのまれなるを御
らんとて、其の貧しきを知り、供御の
費はをはふきて、租税ソヤイヨマエキ公役コヨリをゆるしたまへり。
かくて三年をすこしけるほどに、民のかまご
より烟りも盛んに立ちのぼりければ、朕已に
富めりとて、悦ばせたまひたり。

第十七課 報恩

人は、貴タカきも賤チしきも、世にある間は、人より恩を受けずといふことなり。も一人より恩を受くることあらば、深く心に留めたまきて、久しく忘れず、常に其の人の幸をいのり、恩に報ゆるの道をたもふべし。かりゆめにも、人の恩誼オンギをかゝるんべし。其の心

をうこなふべからず。

喜兵衛キヘエといへる人は、もとの主人の家、火事にあひて、難儀にたぢいりし時、其の家に來りて、貯へたきたる金を出し、且田畑を耕して、之を助け、主人の死したる後も、其の子孫を助けて、もとの恩に報いたり。恩に報ゆること、誰もかくこりありたけれ。

第十八課 忠孝



むかり平清盛のたごり
タヒラキヨモリ
 をきはめしころ藤原成
フヂノリナリ
 親チカといふもの清盛をに
 くみて之を亡さんとし
 けるに後白河法皇も亦
コシラカガヲ
 之に與みたまへり。

清盛之をききて大いに怒り成親をどらへ且
 法皇をりたしこめ奉らんとしけるを清盛の長
 子重盛シゲモリ父の前に出で世に皇恩ほど重きはなし
 然るを今其の大恩を忘れて不忠の事を行はん
 とせば神明シメイいかでか助けたまはんや」と誠マコトをつ
 くして諫めければ清盛遂に思ひ止りしころ
 孝を以て君に事ふれば則ち忠なり。

第十九課 忠愛

後一條天皇の御代、女真の賊來りて、對馬壹岐の二島に寇し、壹岐守某を攻め殺し、進みて筑前の國に攻め入りたり。時に藤原隆家といふ人、太宰權帥として宰府にありけり。此の人、弓箭のわざこそ習はされ、心は雄雄、きものなりしかば、直ちに兵を出し、迎へり

ちて、賊を退けたり。

賊猶すきをうかがひて、他の處を攻めしかど、隆家諸將に令をつたへ、兵を出し、船を發して、之を伐ち退けければ、賊勝ちかたきを知りて、遂に逃れ去りたり。

國をうれへて、家をわすれ、身をころして、難をすくふは、忠臣の志なり。

第二十課 國法

國に掟なければ、弱きものは強きものの爲めにたへつけられ、強きものも常に争ひ合ひて一日も安き日はなかるべし。されば古より掟を



藤助租税を納む

定めて、是等の争ひをふせぎ、善き人をたすけ、悪しき人をとらふことなり。

藤助といふ人は、常に國の掟を重んじ、租税は必ず人に先ちて納め、又村の人に向ひて、國の掟を重ずべき事、諸役人の命を守るべき事等をさとしけるが、何れも其の誠意に感ずて、其の言の如くに爲したりといふ。

驗日本御身書

光四

明治廿六年六月十日印刷
同 年六月廿七日發行

定價金五錢五厘

版權所有



渡邊政吉

本郷區森川町壹番地
金港堂書籍會社

日本橋區本町三丁目十七番地
金港堂書籍會社社長

原亮三郎

下谷區龍泉寺町四百十番地
金港堂

大阪市東區南本町四丁目
金港堂

宮城縣仙臺市國分町五丁目
大西鍊三郎

總町區有樂町三丁目壹番地
三協舍員

三協舍
京橋區弓町廿四番地

著作

發行者

代表者

賣捌所

印刷者

印刷所

實 驗
日 本 修 身 書 卷 五
尋 常 小 學
生 徒 用

教 育 部
第 一 九 號
明 治 三 十 八 年
一 月 十 四 日 買 入
北 河 內 小 學 校

檢 定 合 格 本

K1201
55
5